

## 福井県狩猟鳥獣の現状

林 武 雄

最近国民生活の向上から狩猟がスポーツまたはレクリエーションとして普及してきたため狩猟者の数は著しい増加を示している。

これに加えて、土地の開発や交通の発達などにより鳥獣の生息状況は日ごとに悪化しているため、狩猟資源の保護・増殖と猟場を今後どのように確保するかが鳥獣行政上の重要課題ともなっている。

本県における狩猟鳥獣の現状は、このような直接間接の要因によってきわめて憂慮すべき状態にあり、今後積極的な保護対策が望まれるのである。

### ( 狩猟鳥獣の種類 )

狩猟鳥獣の種類は、鳥獣保護及狩猟に関する法律施行規則によって次のように定められている

( 本県に生息するもののみ列挙 )

#### ○ 鳥 類

ゴイサギ、キジ、ヤマドリ、ウズラ、カモ類( オンドリを除く。 ) ウミアイサ、カワアイサ、ミコアイサ、ヒシクイ、マガン、バン、オオバン、タシギ、ジシギ、ヤマシギ、キジバト、ハシブトガラス、ハシボソガラス、スズメ、ニュウナイスズメ、

注、キジのうち捕獲できるのはオスだけ、またコジュケイは本県では捕獲禁止のため除いてある。

#### ○ 獣 類

クマ、イノシシ、オスジカ、タヌキ、アナグマ、テン、ムササビ、リス、オスイタチ、ノウサギ、ノネコ、ノイヌ、

注、キツネは本県では捕獲禁止のため除いてある。

### ( おもな狩猟鳥獣 )

狩猟鳥獣の種類は前記のように定められており、狩猟期間や捕獲数の制限などいろいろの制約のもとに捕獲を許しているが、狩猟鳥獣の種類は農林大臣がその鳥獣の生息数、害益、利用度などを考慮して定めることになっている。しかし、狩猟者としては、1 ゲームとして捕獲上興味があり、また高度な技術が必要なもの。2 肉や毛皮の利用価の高いものを重点的に捕獲している。

おもな狩猟対象の鳥獣としては次のようなものがあげられる。

○鳥 類 キジ(オスキジ)、ヤマドリ、カモ類(オンドリを除く。)

○獣 類 クマ、イノシシ、オスジカ

### (捕獲数)

捕獲数は狩猟者数の増減や繁殖の状況によって変化するが、昭和43年度に県内で捕獲された鳥獣は次のとおりである。

|           |       |                 |     |       |               |       |
|-----------|-------|-----------------|-----|-------|---------------|-------|
| ゴ イ サ ギ   | 13    | キ               | ジ   | 4,508 | ヤ マ ド リ       | 4,436 |
| ウ ズ ラ     | 55    | カ モ 類           |     | 8,913 | ウ ミ ア イ サ     | 0     |
| カ ワ ア イ サ | 1     | ミ コ ア イ サ       |     | 0     | ヒ シ ク イ       | 7     |
| マ ガ ン     | 48    | パ               | ン   | 15    | オ オ バ ン       | 0     |
| タ シ ギ     | 786   | ジ               | シ ギ | 62    | ヤ マ シ ギ       | 70    |
| キ ジ バ ト   | 1,414 | ハ シ ブ ト ガ ラ ス   |     | 420   | ハ シ ボ ソ ガ ラ ス | 158   |
| ス ズ メ     | 1,273 | ニ ユ ウ ナ イ ス ズ メ |     | 0     | 小 計           | 3,364 |
| ク マ       | 123   | イ ノ シ シ         |     | 96    | オ ス ジ カ       | 23    |
| タ ヌ キ     | 224   | ア ナ グ マ         |     | 59    | テ             | ン     |
| ム サ サ ビ   | 11    | リ               | ス   | 14    | オ ス イ タ チ     | 161   |
| ノ ウ サ ギ   | 4,294 | ノ               | ネ コ | 2     | ノ             | イ ヌ   |
| 小 計       | 5,190 | 合 計             |     |       |               | 3,883 |

○狩猟免許者数 2,379名

### (生息数の推定)

上記の捕獲数および過去の統計からその鳥獣の生息数について推定することは当を得ないが、生息数を知るうえでの唯一の手がかりともいえるので生息環境や分布区域、記録の頻度等も考慮し、おもな鳥獣の県内の生息数を次のとおり推定してみた。

#### (福井県内の鳥獣生息数の推定)

○キ ジ 30,000羽

○ウ ズ ラ 2,000羽

○カ モ 類 80,000~100,000羽

○マ ガ ン 300羽

○タ シ ギ 7,000~8,000羽

○キジバト 15,000~30,000羽

○ス ズ メ 400,000~800,000羽

○イノシシ 300~400頭

○ク マ 500~600頭

○ノウサギ 20,000~50,000頭

○オスジカ 150~200頭

### （生息数の傾向）

また、過去の狩猟統計や生息環境の変化、現状などから生息数の傾向を推定してみると次のとおりである。

|                       |                                       |
|-----------------------|---------------------------------------|
| ○ 著しくふえているもの          | なし                                    |
| ○ ふえる傾向にあるもの          | ノイヌ                                   |
| ○ 年によりややふえる傾向を見せているもの | スズメ カラス クマ                            |
| ○ やや減る傾向にあるもの         | キジバト ノウサギ                             |
| ○ 減る傾向にあるもの           | キジ ヤマドリ カモ類 イノシシ タヌキ<br>アナグマ テン オスイタチ |
| ○ 著しく減る傾向にあるもの        | ヒンクイ マガン バン オスジカ                      |

### （まとめ）

以上のとおり狩猟鳥獣の生息数は全般的に減少の傾向をみせており、ある種類によっては今後急速にその数が減少するものとみられる。当面県において捕獲禁止により保護が必要と考えているものにはオスジカがあり、また、全国的にはマガンやヒンクイを保護すべきであるとする意見が高まっている。

一方、クマ、イノシシ、ノウサギなどは生活力もおう盛で相当の狩猟圧が加えられても全般的に激減するものではないが、農林業にとっては有害獣としてその対策にも悩まれる反面、有力な狩猟資源としての温存も考慮しなければならない。今後の猟政の方向としては欧米先進国に見られるように猟区制度を大幅にとり入れ、狩猟の場所を限定し、狩猟鳥獣のうち、キジなどの主要ゲームは人工養殖によって増殖をはかることが必要とされており、人工養殖は数年前から行われている。

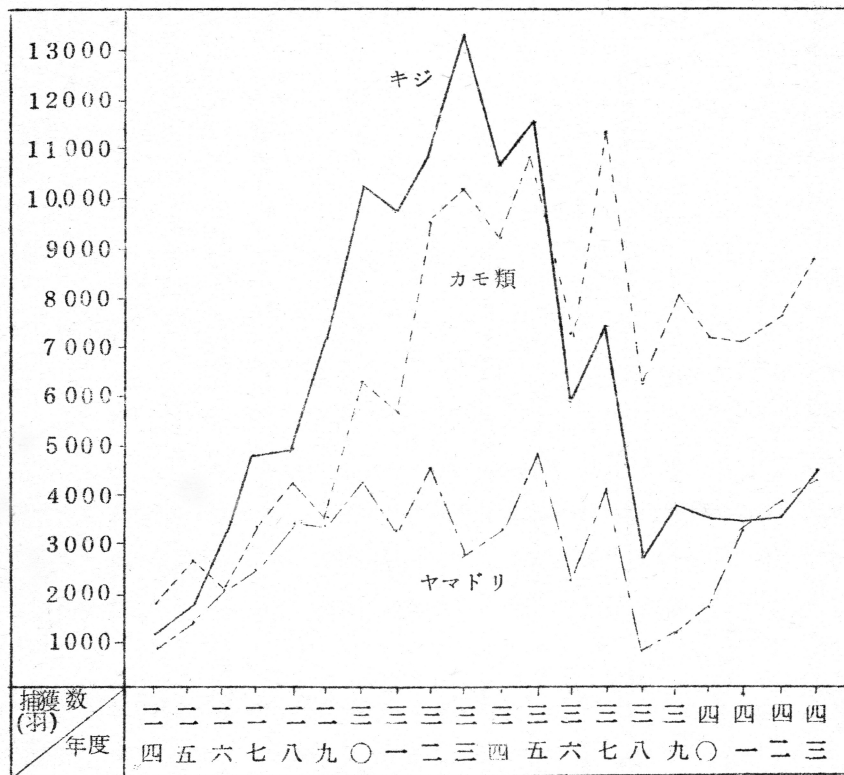
従って、野生鳥獣にのみ依存している現行の狩猟制度を改め、すべての野生鳥獣はある一定の管理のもとに保護してゆくべきで、現在の有害鳥獣駆除という反面をもつ狩猟が運用次第によっては狩猟全般を危機に追いやることを懸念するものである。

狩猟鳥獣の現状はこれから益々増えてゆく狩猟者や、生息環境の悪化によってきわめて危険な状態にあるといっても過言ではないのである。

（福井県林務課鳥獣担当技師）

狩猟鳥の捕獲数の推移

福井県



狩猟獣の捕獲数の推移

福井県

